

静岡県立大学大学院看護学研究科長期履修規程

令和2年4月1日 規程第187号
改正 令和4年10月1日

(目的)

第1条 この規程は、静岡県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第39条の2第2項及び第51条の2第2項の規定に基づき、看護学研究科の長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「長期履修」とは大学院学則第3条第5項に規定する標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）を超える一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することをいう。

- 2 この規程において「長期履修学生」とは、長期履修を許可された学生をいう。
- 3 この規程において「長期履修期間」とは、長期履修を許可する期間（在学中に長期履修を許可された者にあっては、長期履修を許可される前の在学期間を含む。）をいう。

(資格)

第3条 長期履修の申請をすることができる者は、大学院看護学研究科に入学を許可された者又は大学院看護学研究科の学生であって、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有している者（非正規雇用であっても、主としてその収入により生計を維持している者を含む。）
 - (2) その他育児や介護への従事など、履修、研究の時間が制限され長期履修を必要とする事由があると学長が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は長期履修を申請することができない。
- (1) 申請時に授業料の滞納がある者
 - (2) 次年度に課程を修了する予定の者

(長期履修の期間)

第4条 長期履修できる期間は、1年を単位とし、長期履修を適用せずに在学する期間を通算して大学院学則第39条あるいは第51条第1項に規定する在学期間の上限を超えることはできない。

(申請手続等)

第5条 長期履修を希望する者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第1号）
- (2) 長期履修計画書
- (3) 在職証明書等の長期履修が必要であることを証明する書類
- (4) その他学長が必要と認める書類

(申請期限)

第6条 前条の申請は、長期履修の許可を受けようとする学年の始まる5日前までにしなければならない。

(許可)

第7条 長期履修の許可は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(長期履修期間の変更申請手続き)

第8条 長期履修学生が、長期履修期間の短縮（標準修業年限への短縮を含む。）

又は延長（以下「変更」という。）を希望する場合は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

（1）長期履修期間変更申請書（様式第2号）

（2）長期履修計画書

（3）在職証明書等の長期履修が必要であることを証明する書類（標準修業年限への短縮の場合は除く。）

（4）その他学長が必要と認める書類

2 第3条第2項第2号の規定は変更申請には適用しない。

3 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。

4 長期履修期間の変更の許可は、看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(変更申請期限)

第9条 前条の申請は、長期履修期間の変更を受けようとする学年の始まる5日前までにしなければならない。

(長期履修の許可の取消し)

第10条 長期履修学生が大学院学則及び諸規程に違反したとき、学生としての本分に反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は、看護学研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

様式第1号

長 期 履 修 申 請 書

年 月 日

静岡県立大学長 様

研究科 課程

学籍番号（受験番号）

氏名

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請します。

記

入学年月日		年 月 日		
長期履修 申請期間		年 月 日から		年 月 日まで (年間)
現住所		〒 電話番号		
勤務先	名称・ 職種等			
	所在地	〒 電話番号		
理 由				
履修計画				
指導教員の所見		署名		

様式第2号

長期履修期間変更申請書

年 月 日

静岡県立大学長 様

研究科 課程

学籍番号

氏名

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	年 月 日
許可済の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
変更後の履修期間	年 月 日から 年 月 日まで (年間)
変更の理由	
変更後の履修計画	
指導教員の所見	<u>署名</u>